

平成 29 年度 小野町社会福祉協議会事業計画

基本方針

地域社会を取り巻く環境は、急速な少子高齢化・核家族化が進行し地域社会や家庭、家族の様相は大きく変容してまいりました。さらに経済・雇用情勢の変化に伴い、地域社会構造は大きく変化し福祉ニーズは多様化・複雑化しており、社会福祉協議会の役割はますます重要になっております。

このような時代の要請に応えるため、「公共性」と「非営利性」を十分発揮しあらゆる生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応し、地域において安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、社会福祉法の改正が行われました。

本会としましては、今回の制度改正の主旨を踏まえ、社会福祉協議会の原点を再認識いたすとともに、これまで多くの町民の皆様や行政、福祉関係者に支えられてきた組織力を活かし、地域に密着した地域福祉事業等を展開してまいります。これら施策を効率的に進めるにあたりましては、地域の課題を地域の力で解決する仕組みづくりが重要とされますので、地域の福祉力を高める取り組みにつきましても力を注いでまいります。

これまで指定管理者制度により運営しておりましたデイサービスセンター事業であります。町から施設の無償譲渡及び事業運営が移管されますので、サービスの向上に努め、機能の強化を図ってまいります。

また、地域包括支援センター事業が本会の受託事業として新たに加わることとなりました。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるシステムの構築を目指し、町と連携し努めてまいります。

重点目標

- 1 組織経営基盤の充実
- 2 地域福祉施策の充実
 - (1) 住みよい地域づくり
 - (2) 住民参加の福祉活動の推進
 - (3) ふれあいの場づくりの拡充
- 3 住民の福祉力を高める地域づくり
- 4 介護保険事業の充実
- 5 地域包括支援センターの機能充実
- 6 地域見守り事業の調査

事業区分別計画

1 法人運営事業

(1) 地域福祉活動推進事業

① 地域福祉の推進

地域力を活かした福祉のまちづくりの実現のため、地域に住む高齢者が気軽に集まり、地域住民相互の交流や、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域でのサロン事業の推進及び体制整備に努めます。また、在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者に対し、衛生的で快適な日常生活がおくれるよう寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業、出張理髪サービス事業の充実を図ります。

② 福祉車両・備品貸出事業

歩行が困難な高齢者や障がい者へ、車椅子、福祉車輛の貸し出しを行い、社会参加の機会と外出の支援をお手伝いいたします。また、寝たきり等の状態にある高齢者、障がい者に対し、ベッドの貸し出しにより快適な日常生活が送れるよう支援いたします。

③ 心配ごと相談事業

日常生活全般の心配ごとや悩みごとの相談に応じ、適切な助言、社会資源の紹介、援助を行います。

④ 生活困窮者自立支援事業

自立が見込まれる人を対象に、安定した生活に向けて福祉基金、生活福祉資金の貸付などのほか、関係機関と連携を図り支援を行います。

⑤ 日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

判断能力の不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、金銭管理及び福祉サービスの利用援助等について支援を行います。

⑥ 火災等による罹災者への支援

火災及び風水害により罹災した町民に物資等の支援を迅速に行います。

⑦ 広報活動事業

本会の福祉活動全般についてホームページ、広報誌により、わかりやすい情報の提供を行います。

⑧ 各種団体等への支援

町民の生活の質の向上を図るため、福祉団体、三世代交流事業、青少年活動事業への助成及び援助を行います。

(2) ボランティア推進事業

① ボランティアセンター事業

「住みやすいまち」「助け合うまち」にするために、ボランティアの広報及び情報収集を積極的に行い、関係機関の連携調整を図ります。

② 災害・復興ボランティアセンター事業

災害ボランティアセンターの役割や機能については、非常に社会的関心が高く、そのコーディネートも注目されています。災害発生に備え、地域住民とともに地域を守るための組織づくりに取り組みます。

災害ボランティア終了後、復興に向け新たに復興ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民とともに、復興へのコーディネートに取り組みます。

③ ボランティア団体育成事業

地域ニーズに積極的に対応するため、様々なボランティア活動に対応できる人材育成の強化と、ボランティア団体及び小中学校へのボランティア活動等の支援を強化します。

2 共同募金事業

赤い羽根共同募金は、地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉事業への配分を行うために、様々な募金活動を通し、呼びかけを行います。

歳末助け合い募金は、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている方が安心して暮らすことができるよう実施している募金で、赤い羽根共同募金と同様に様々な募金活動を通し、呼びかけを行います。

3 日本赤十字社事業

日本赤十字社は、人道の理念に基づき幅広い活動を行っています。その中で、当協議会は、日本赤十字社の小野町分区として、社員募集のお願いと、非常災害発生時の救護活動を敏速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を行います。

4 小野町地域包括支援センター事業

高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指し、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、「包括的継続的なサービス体制」を確立するとともに、地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを行います。

5 介護保険サービス事業

① 居宅介護支援センター

要介護者等の心身の特性を踏まえ、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス計画作成、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

また、利用者及び家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

② 老人デイサービスセンター

要支援または要介護状態となった利用者に可能な限り、在宅において日常生活を営むことができるよう、様々な地域行事や交流の場に積極的に参加することで、社会的孤独感の解消、心身機能の維持を図ります。

また、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切なサービスの提供に努めます。

なお、運営にあたっては、家族、地域、行政、各関係機関との連携を図り、希望される方々の要望や声に基づいた施設づくりを目指します。

6 障がい者福祉事業

① 相談支援事業所

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービス利用援助、社会資源の活用支援や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

② 障がい者サロン事業

障がい児と保護者を対象に親子活動、さまざまな体験活動等に対する支援を行います。